⑸　企画書の提出期限及び提出場所並びに方法
①　提出期限：平成23年９月14日17時15分
②　提出場所：沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課建設専門官（住所は上記３⑴に同じ。）電話098―866―0031（内線）3226
③　提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）による。
⑹　電子入札システム及び紙入札方式による入札書の提出期限　平成23年11月７日17時15分
⑺　開札の日時及び場所　平成23年11月８日14時00分　沖縄総合事務局開発建設部入札室
４　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金　免除
⑶　契約保証金　要
⑷　入札者に要求される事項
ⓐ　電子入札システムにより参加を希望する者は、所定の提出期限までに入札書類データ（競争参加資格確認申請書等）を上記３⑴に示すＵＲＬに提出しなければならない。
ⓑ　紙入札方式により参加を希望する者は、必要な申請書等を所定の提出期限までに上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。
なお、ⓐ、ⓑいずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明しなければならない。
⑸　企画書に関するヒアリング　提出された企画書について以下のとおりヒアリングを実施する。
①　実施予定日：平成23年９月28日（予備日：平成23年９月29日）
②　実施時間：別途通知する。
③　実施場所：沖縄総合事務局開発建設部３階打ち合わせ室Ａ（住所は上記３⑴に同じ。）
⑹　入札の無効　競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。また、予め限定したＩＣカード以外を使用した場合、入札は無効とする。
⑺　契約書作成の要否　要
⑻　落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
⑼　手続における交渉の有無　無
⑽　詳細は入札説明書等による。

競争参加者の資格に関する公示

H24―26国営沖縄記念公園運営維持管理業務に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成23年７月５日
沖縄総合事務局開発建設部長　中野　則夫
１　業務の概要
１）業務名　H24―26国営沖縄記念公園運営維持管理業務
２）業務内容　本業務は、本公園において、国営公園設置の意義を踏まえて、その効用を最大限発揮させるべく、公園の運営維持管理全般について企画立案を行い、業務の実施計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、植物及び動物の育成・維持管理、工作物等公園施設の維持管理、清掃、巡視・保安警備、利用者に対するサービスの提供、利用者指導、救急、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施など多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。
本業務の対象業務は以下のとおりであり、詳細はH24―26国営沖縄記念公園運営維持管理業務実施要項（以下「実施要項」という。）に定めるところによる。
⑴　本業務全体の計画立案及びマネジメント業務
⑵　企画運営維持管理業務
⑶　施設・設備維持管理業務
⑷　植物管理業務
⑸　動物管理業務
⑹　収益施設等運営業務
３）履行期間　履行期間は、以下の通り予定している。
平成24年４月１日～平成27年３月31日
２　申請の時期
平成23年７月５日から平成23年７月28日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
なお、平成23年７月28日以降当該業務に係る企画書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、企画書を提出できないことがある。
３　申請の方法
１）申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（役務の提供等）」（以下「申請書」という。）は、平成23年７月５日から沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係（沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号那覇第２合同庁舎２号館４階）において共同体としての資格を得ようとする者に交付する。
２）申請書の提出方法　申請者は、申請書にH24―26国営沖縄記念公園運営維持管理業務共同体協定書（以下「共同体協定書」という。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は１）に示す申請書の交付場所に同じ。
３）申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
４　共同体としての資格及びその審査
次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと認定する。それ以外の共同体については、共同体としての資格があると認定する。
１）基本的要件
⑴　共同体の構成員は、下記の業務を担当する企業を明らかにするものとする。
①　本業務全体の計画立案及びマネジメント業務
②　企画運営管理業務
③　施設・設備維持管理業務
④　植物管理業務
⑤　動物管理業務
⑥　収益施設等運営業務
⑵　共同体は、代表企業を定め、当該代表企業が入札・契約手続きを行うこととする。代表企業は、上記⑴①本業務全体の計画立案及びマネジメント業務を担当する企業とする。
２）共通要件　共同体の代表企業及び構成員は、以下の全ての要件を満たすこと。
⑴　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第15条において準用する同法第10条各号に該当する者でないこと。
⑵　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当する者でないこと。
⑶　予決令第71条の規定に該当する者でないこと。
⑷　開札日において、平成22・23・24年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること（実施要項４・２・２に示す申請書類（以下「申請書類」という）の提出期限において、現に競争参加資格を有するか、競争参加資格申請書が受理されていることが確認できること。）。
⑸　申請書類の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から指名停止を受けていないこと。
⑹　他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
１）資本関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
①　親会社と子会社の関係にある場合
②　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
２）人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし②については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
①　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
②　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
⑺　競争の公平性を害すると判断される場合には、当該対象公共サービスに係る業務に関与する者でないこと。
⑻　沖縄総合事務局が、本業務とは別に発注する本業務の実施状況について、評価分析等を行う業務の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連のある業者でないこと。
⑼　国営沖縄記念公園市場化テスト評価アドバイザー（仮称）の構成員又は構成員が属する事業者でないこと。